

動状況に関する調書の提出に関する調査については、当該特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは特定株式等の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定新株予約権等の付与若しくは特定株式若しくは承継特定株式の受入れ若しくは交付その他の異動状況に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査することができる。

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 第九項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条の二第四項中「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」を「若しくは第三十七

条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十二条第二項第一号中「（これらに類する出資として政令で定めるものを含む。）」を削る。

第三十三条第一項中「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める。

第三十三条の三第一項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項」に改める。

第三十四条の二第二項第九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項」に改め、「中心市街地整備推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「第七条第一項」を「第十六条第一項」に、「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に、「第六条第一項」を「第十二条第一項」に、「基本計画」を「認定基本計画」に改め、同項第十二号口を削り、同号ハ中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十一条第二項」に、「認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第四条第五項」を「第七条第七項」に改め、同号ハを同号口とし、同号二を同号ハ

とし、同項第十三号中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号ロ」に、「連携等」を「他の事業者との事業の共同化」に改め、同項第十九号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「中心市街地整備改善活性化法」を「中心市街地活性化法」に、「第七条第一項に」を「第十六条第一項に」に、「中心市街地整備改善活性化法第七条第一項」を「中心市街地活性化法第十六条第一項」に改め、「譲渡（」の下に「中心市街地活性化法第十六条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が政令で定める者である場合に、」を加え、「あつては、」を「あつては」に、「当該設置」を「当該特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置」に改める。

第三十五条第一項中「、第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」を「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十六条の二第一項中「、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

第三十七条第一項中「平成十八年十二月三十一日まで」を「平成二十三年十二月三十一日（次の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）まで」に、「第二十一号の」を「第十五号の」に、「第二十三号」を「第十七号」に改め、同項の表の第一号中「第二十一号」を「第十五号」に、「第十三号」を「第十一号」に改め、同表の第九号中「低開発地域工業開発地区等」を「都市開発区域等」に、「低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区」を「首都圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域」に改め、同表の第十号及び第十一号を削り、同表の第十二号を同表の第十号とし、同表の第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同表の第十六号及び第十七号を削り、同表の第十八号を同表の第十四号とし、同表の第十九号及び第二十号を削り、同表の第二十一号を同表の第十五号とし、同表の第二十二号を同表の第十六号とし、同表の第二十三号の下欄中「船舶」の下に「（漁船以外のものにあつては、政令で定めるものに限る。）」を加え、同号を同表の第十七号とし、同条第三項及び第四項中「平成十八年十二月三十一日までの間に第一項の表」を「平成二十三年十二月三十一日（第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）までの間に同表」に改め、同条第十項中「平成

十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の四中「平成十八年十二月三十一日まで」を「平成二十三年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）まで」に、「第三十七条第一項の表」を「同表」に、「第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の四」に改める。

第三十七条の五第一項の表の第二号の上欄に次のように加える。

ハ 中心市街地の活性化に関する法律第十二条第一項に規定する認定基本計画に基づいて行われる同法第七条第六項に規定する中心市街地共同住宅供給事業（同条第四項に規定する都市福利施設の整備を行う事業と一体的に行われるものに限る。）の区域

第三十七条の五第二項の表の第三十七条第四項の項中「平成十八年十二月三十一日までの間に第一項の表」を「平成二十三年十二月三十一日（第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十八年十二月三十一日）までの間に同表」に改める。

第二章第四節第八款中第三十七条の九の三の次に次の一条を加える。

（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の九の四 個人が、その有する国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第九条第二項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項において「特定普通財産」という。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含むものとし、所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項において「所有隣接土地等」という。）につき、国有財産特別措置法第九条第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該所有隣接土地等（当該特定普通財産とともに交換差金を取得した場合には、当該所有隣接土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2 第三十七条第六項及び第七項、第三十七条の七第五項並びに第三十七条の九の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第六項	第一項	第三十七条の九の四第一項
	同項の譲渡 当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額	第三十七条の九の四第一項 同項に規定する所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」という。）の同項に規定する交換 当該交換の日における当該交換により譲渡した所有隣接土地等及び当該交換により取得した同項に規定する特定普通財産（以下「特定普通財産」という。）の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払った場合には、当該所有隣接土地等及び特定普通財産の価額並びに当該交換差金の額）
第三十七条第七項	第一項	第三十七条の九の四第一項

第三十七条の七第 五項	前項	第三十七条の九の四第二項
	第一項	第三十七条の九の四第一項
	取得し、又は譲り受けた宅地	取得した特定普通財産
第三十七条の九第 一項	第三十七条の七第一項（同条第二項に おいて準用する場合を含む。以下この 項において同じ。）	第三十七条の九の四第一項
	受けた者（前条第一項の規定による修 正申告書を提出し、又は同条第二項の 規定による更正を受けたため、第三十 七条の七第一項の規定による特例を認 められないこととなつた者を除く。）	受けた者
	宅地（以下この条において「交換取得 宅地」という。）又は譲り受けた宅地	特定普通財産（以下「交換取得資産」 という。）

(以下この条において「譲受け宅地」という。)	
交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得資産
(土地等	(所有隣接土地等
交換又は譲渡に要した費用	交換に要した費用
第三十七条の七第一項に	第三十七条の九の四第一項に
交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額を超える場合	交換取得資産とともに交換差金を取得した場合
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額	所有隣接土地等の取得価額のうち当該交換差金

土地等の価額が交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に等しい場合	所有隣接土地等の価額が交換取得資産の価額に等しい場合
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額	所有隣接土地等の取得価額に相当する金額
交換取得宅地を取得した場合（交換差金を支払った場合に限る。）又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合	交換取得資産を取得した場合（交換差金を支払った場合に限る。）
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に当該交換差金の額又はその満たない額	所有隣接土地等の取得価額に当該交換差金の額

第三十七条の九第
二項

交換取得宅地又は譲受け宅地

交換取得資産

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十第二項第一号中「株式の引受けによる権利、新株の引受権及び新株予約権」を「株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。）となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利」に改め、同項第二号中「有有限会社」を「合同会社」に、「持分」を「持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、」に改め、同項第三号中「第百十三條の二第一項」を「第百三十一條第一項」に、「第百十三條の四第一項」を「第百三十九條第一項」に改め、同項第四号中「優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利」を「優先出資者（同法第十三條の優先出資者をいう。）となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利」に、「優先出資の引受けによる権利及び同法」を「優先出資社員（同法第二十六條に規定する優先出資社員をいう。）となる権利及び同法」に改め、「並びに優先出資に類する出資として政令で定めるもの」を削り、同条第三項中「金額を除

く。」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加え、同項第一号中「（出資を含む。以下この項において同じ。）」を「又は出資」に、「利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付された金銭その他の資産を除く。次号において同じ。」が交付された」を「株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付がされた金銭その他の資産及び合併に反する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。」の交付がされた」に改め、同項第二号中「株式以外の資産が交付された」を「株式又は出資以外の資産（当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）の交付がされた」に改め、同項第三号中「資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）」を「資本の払戻し（株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）のうち、法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割によるもの以外のものをいう。）」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「株式」の下に「又は出資」を、「定める取得」の下に「及び所得税法第五十七条の四第三項第一号から第三号までに掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六

号中「法人からの退社又は」を「法人の出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）」、その法人の出資の払戻し、その法人からの退社若しくは」に、「として交付」を「又はその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させることにより交付」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 法人の株主等がその法人の組織変更（当該組織変更の際して当該組織変更をしたその法人の株式又は出資以外の資産が交付されたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価

額の合計額

第三十七条の十一第一項第三号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項第四号中「第三十七条の十第三項各号」を「第三十七条の十第三項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 上場株式等を発行した法人に対して会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡

第三十七条の十一第一項に次の二号を加える。

六 上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条

の規定による改正前の商法第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

七 上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。）による当該上場株式等の譲渡

第三十七条の十一の二第二項第三号中「合併法人の株式（出資を含む。以下この号において「合併法人」という。）を「合併法人（以下この号において「合併法人」という。）の株式又は出資」に、「当該合併法人株式」を「当該合併法人の株式又は出資」に、「利益の配当又は出資に係る剰余金の分配」として交付される金銭その他の資産のみの交付がされたもの」を「株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされたもの並びに合併に反対する当該法人の株主等に対するその買取請求に基づく対価として金銭その他の資産の交付がされるもの」に改める。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第十二項中

「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四十一条の十二第二十五項、第四十一条の十四第七項及び第四十二条の三第一項第五号において同じ。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「第七項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 証券業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第四十二条の三第一項第三号において同じ。）により提供することができる。ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

9 前項本文の場合において、同項の証券業者等は、第七項の報告書を交付したものとみなす。

第三十七条の十四を削る。

第三十七条の十四の二第一項第三号中「第三十七条の十第三項各号」を「第三十七条の十第三項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 特定上場株式等を発行した法人に対して会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡

第三十七条の十四の二第一項に次の二号を加える。

五 特定上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十

四条の規定による改正前の商法第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の

譲渡

六 特定上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る特定上場株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十

五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。）による当該特定上場株式等の譲渡

第三十七条の十四の二を第三十七条の十四とする。

第三十七条の十五第一項第一号中「譲渡」の下に「（所得税法第五十七条の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債についての社債の譲渡で同号に定める事由によるものを除く。次項第一号において同じ。）」を加える。

第四十条の三中「第四十一条第一項の」を「第四十二条第二項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による」に改め、「当該財産」の下に「（相続税法第四十一条第一項後段（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、当該財産のうち同法第四十一条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第一項に規定する納付を困難とする金額として政令で定める額に相当するものとして政令で定める部分）」を加える。

第四十条の四第一項中「利益の配当又は剰余金の分配」を「法人税法第二十三条第一項第一号に規定す

る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）に、「利益の配当、剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「」の総数又は総額（を）を加え、同条第二項第一号中「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「株式等を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える。

第四十条の五第一項中「外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係会社（当該特定外国子会社等から法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）に、「外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配」を「外国関係信託（当該特定外国子会社等から剰余金の配当等」に、「受ける利益の配当若しくは剰余金の分配」を「受ける剰余金の配当等」に、「利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる」を「剰余金の配当等とみなされるもの」に改め、同項第一号中「利益の配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に改め、同項第二号中「所得税法第二十五条第一項各号」を「法人税法第二十四条第一項各号」に、「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に、

「所得税法第二十五条第一項各号」を「法人税法第二十四条第一項各号」に改める。

第四十条の八第一項中「受ける利益の配当若しくは剰余金の分配」を「受ける法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当若しくは剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）に、「利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる」を「剰余金の配当等とみなされるものの」に改め、同項第三号中「利益の配当若しくは剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に、「所得税法第二十五条第一項各号」を「法人税法第二十四条第一項各号」に、「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改める。

第四十一条の十二第九項第十号中「短期商工債券」を「短期商工債」に改め、同項第十一号中「第五十条の三の二第一項に規定する短期債券」を「第五十四条の四第一項に規定する短期債」に改め、同項第十二号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条の十第一項」に改め、同項第十三号中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を

含む。」を削り、同項第十四号中「短期農林債券」を「短期農林債」に改め、同条第十二項中「第三条第一項第四号」を「第三条第一項第五号」に改める。

第四十一条の十三中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十六第四項を削る。

第四十一条の十八第二項中「一万円」を「五千円」に改める。

第四十一条の十九の次に次の一条を加える。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の二 居住者が、平成十八年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、地方公共団体の作成した地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第一項に規定する地域住宅計画（当該地方公共団体が実施する住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）の事業で財務省令で定める要件を満たすものに関する事項の定めがあるものに限る。）その他政令で定める計画の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一